

基本計画書

基本計画書										
事項		記入欄							備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者		ガッコウホウジンコウシエンガクイン 学校法人甲子園学院								
フリガナ大学の名称		コウシエンダイガク 甲子園大学								
大学本部の位置		兵庫県宝塚市紅葉ガ丘10番1号								
大学の目的		学校法人甲子園学院の校訓「勤勉努力、和衷協同、至誠一貫」を建学の精神として、人間教育を重視し、人格の陶冶に努め、豊かな教養と品性を兼備した人材の育成に努めるとともに、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造的で実践力に富む有為な人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的		昨今の18歳人口の減少に伴い、入学志願者も減少したことにより、定員充足率を満たすことが困難となったため、学生入学状況の実態に合わせて入学定員を120名から60名へと変更する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
	栄養学部	年	人	年次人	人			年月 第 年次		
	栄養学科	4	60 (120)	—	240 (480)	学士(栄養学)	家政	令和7年4月 第1年次	兵庫県宝塚市紅葉ガ丘10番1号	
	計	—	—	—	—					
同一設置者内における変更（定員の移行、名称の変更等）		栄養学部フードデザイン学科：令和5年4月募集停止								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計					
		科目	科目	科目	科目	単位				
学部等の名称				基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）
				教授	准教授	講師	助教	計		
新設分	栄養学科			人	人	人	人	人	人	人
				8 (8)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	17 (17)	6 (6)	0 (0)
		a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		8 (8)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	17 (17)		
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		小計（a～b）		8 (8)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	17 (17)		
		c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		計（a～d）		8 (8)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	17 (17)		
計		8 (8)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	17 (17)	6 (6)	0 (0)		

既	食創造学科		6 (6)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	大学設置基準別 表第一イに定め る基幹教員数の 四分の三の数 6 人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	11 (11)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	小計（a～b）	6 (6)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	11 (11)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計（a～d）	6 (6)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	11 (11)					
設	現代応用心理学科		6 (6)	2 (2)	4 (4)	2 (2)	14 (14)	1 (1)	0 (0)	大学設置基準別 表第一イに定め る基幹教員数の 四分の三の数 6 人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	2 (2)	4 (4)	2 (2)	14 (14)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	小計（a～b）	6 (6)	2 (2)	4 (4)	2 (2)	14 (14)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計（a～d）	6 (6)	2 (2)	4 (4)	2 (2)	14 (14)					
分	計		12 (12)	6 (6)	5 (5)	2 (2)	25 (25)	1 (1)	0 (0)		
	合 計		20 (20)	9 (9)	9 (9)	4 (4)	42 (42)	7 (7)	0 (0)		
職 種			専 属		その他			計			
事 務 職 員			24 (24)		4 (4)			28 (28)			
技 術 職 員			0 (0)		0 (0)			0 (0)			
図 書 館 職 員			1 (1)		0 (0)			1 (1)			
そ の 他 の 職 員			1 (1)		2 (2)			3 (3)			
指 導 補 助 者			0 (0)		0 (0)			0 (0)			
計			26 (26)		6 (6)			32 (32)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用			計			
	校 舎 敷 地	33935.0㎡	— ㎡		— ㎡			33935.0㎡			
	そ の 他	25400.0㎡	— ㎡		— ㎡			25400.0㎡			
	合 計	59335.0㎡	— ㎡		— ㎡			59335.0㎡			
校 舎		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用			計			
		27735.2㎡ (— ㎡)	— ㎡ (— ㎡)		— ㎡ (— ㎡)			27735.2㎡ (— ㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室		教 員 研 究 室			室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕冊	電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点	標本 点	
		〔 〕	〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕	〔 〕	
		(〔 〕)	(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)	(〔 〕)	
	計	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	

スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂			厚生補導施設			
			㎡		㎡			㎡			
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次		
		教員 1 人当り研究費等		300 千円	300 千円	300 千円	300 千円				
		共 同 研 究 費 等		1, 000 千円	1, 000 千円	1, 000 千円	1, 000 千円				
		図 書 購 入 費	500 千円	500 千円	500 千円	500 千円	500 千円				
		設 備 購 入 費	3, 000 千円	3, 000 千円	3, 000 千円	3, 000 千円	3, 000 千円				
	学生 1 人当り 納付金		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次			
			1, 518 千円	1, 268 千円	1, 268 千円	1, 268 千円	千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入 等								
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称			甲子園大学							※フードデザイン学科：令和5年4月募集停止
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地		
	栄養学部	年	人	年次人	人		倍				
	栄養学科	4	120	—	480	学士（栄養学）	0. 24	昭和 42年度			
	食創造学科	4	80	—	160	学士（食創造学）	0. 20	令和 5年度			
	フードデザイン学科	4	80	—	160	学士（フードデザイン学）	0. 11	平成 20年度	兵庫県宝塚市紅葉ガ丘10番1号		
	心理学部										
	現代応用心理学科	4	60	—	240	学士（心理学）	0. 65	平成 23年度			
	大 学 等 の 名 称			甲子園短期大学							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地		
			年	人	年次人	人		倍			
生活環境学科			2	30	—	60	短期大学士(生活環境学)	0. 26	昭和 39年度		
幼児教育保育学科			2	40	—	80	短期大学士(幼児教育保育学)	0. 38	昭和 42年度	兵庫県西宮市瓦林町4番25号	
附属施設の概要			該当なし								

（注）

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については，専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」，専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」，「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 7 空欄には，「—」又は「該当なし」と記入すること。

(1)都道府県内における位置関係の図面

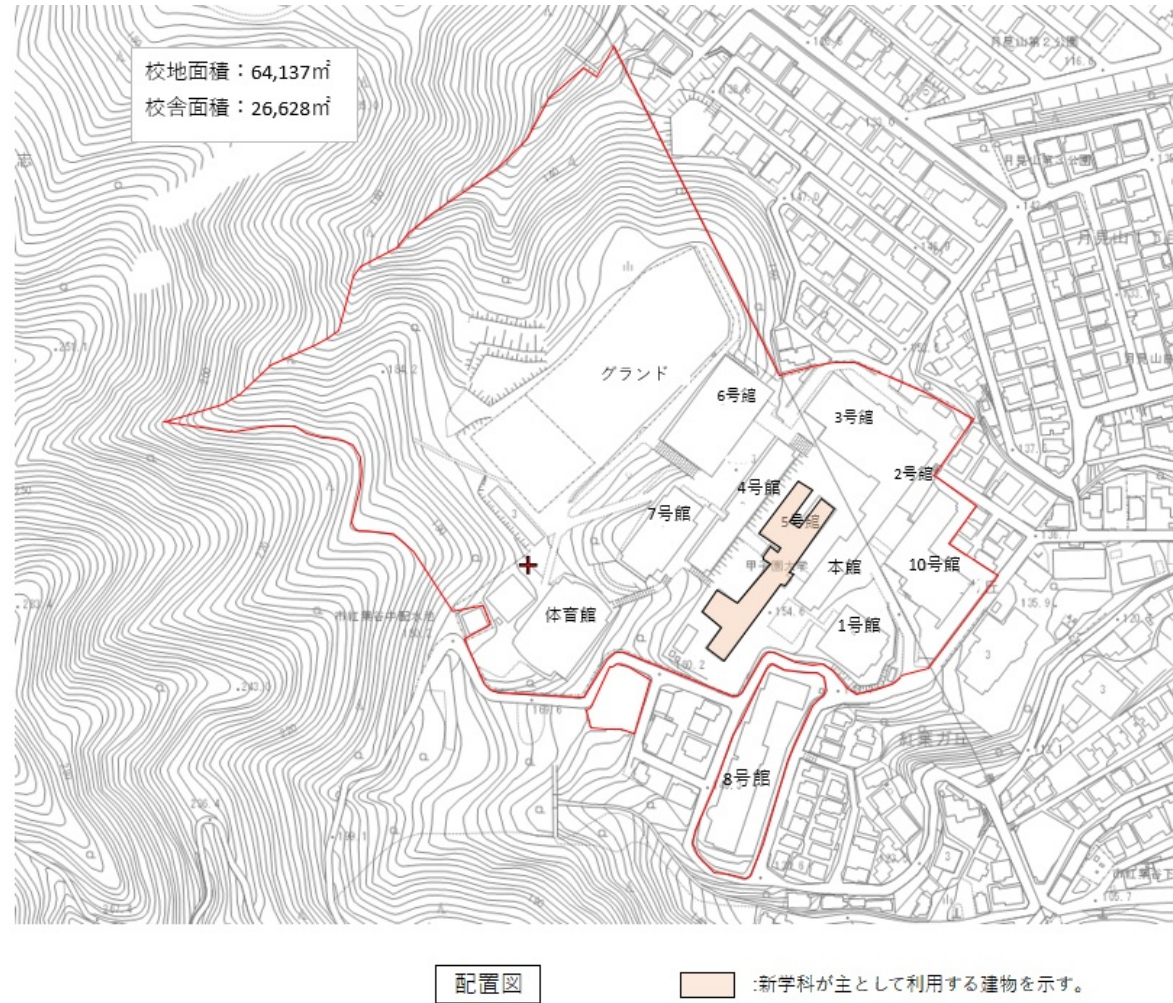


(2) 最寄駅からの距離、交通機関及び所要時間が分かる図面



駅からの距離 JR 宝塚駅から 1.2km
阪急宝塚南口駅から 1.5km
交通手段 スクールバス

(3)校舎、運動場等の配置図



甲子園大学学則

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 甲子園大学（以下「本学」という。）は、学校法人甲子園学院の校訓「黽勉努力、和衷協同、至誠一貫」を建学の精神として、人間教育を重視し、人格の陶冶に努め、豊かな教養と品性を兼備した人材の育成に努めるとともに、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造的で実践力に富む有為な人材を育成することを目的とする。

2 前項に基づく学部・学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、別に定める。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(名称)

第2条 本学は、甲子園大学と称する。

(所在地)

第3条 本学は、兵庫県宝塚市紅葉ガ丘10番1号に置く。

第2章 組織及び収容定員

(組織)

第4条 本学に、次の学部及び学科を置く。

栄養学部 栄養学科
食創造学科
心理学部 現代応用心理学科

第4条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、次の研究科を置く。

栄養学研究科
心理学研究科

3 大学院に関する学則は、別に定める。

(図書館)

第4条の3 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究施設等)

第4条の4 本学に、入試センター、情報処理センター、発達・臨床心理センター、保健管理センター、キャリアサポートセンター、地域連携推進センター、共通教育推進センター及び産学連携センターを置く。

2 本学に、体育館及び至誠館を置く。

3 前2項の施設等に関し必要な事項は、別に定める。

(推進室)

第4条の5 本学に、学士課程教育・大学院教育推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(収容定員)

第5条 学生の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
栄 養 学 部	栄 養 学 科	人 60	人 240
	食 創 造 学 科	80	320
心 理 学 部	現 代 応 用 心 理 学 科	60	240

第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、第31条第3項の規定により卒業を認められた者については、この限りでない。

(在学期間)

第7条 本学の在学期間は、8年を超えることはできない。

2 第22条の規定により入学した学生の在学期間は、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。

3 第28条の規定により、再入学した者の退学以前の在学期間は通算する。

4 第30条の規定により、転学部、転学科を許可された者の在学期間は通算する。

- 5 第 53 条に規定する停学の期間は、これを在学期間に算入する。ただし、通算して 3 か月を超える場合は、第 31 条に規定する卒業の要件の期間には算入しないものとする。

第 4 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 8 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 9 条 学年は、前期及び後期の 2 学期に分け、前期を 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを標準とする。

(休業日)

第 10 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 学院創立記念日（5 月 1 日）
 - (4) 春季休業 3 月 11 日から 3 月 31 日まで
 - (5) 夏季休業 8 月 12 日から 9 月 23 日まで
 - (6) 冬季休業 12 月 24 日から翌年 1 月 6 日まで
- 2 学長が必要と認めた場合には、前項に定める休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。
- 3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第 5 章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第 11 条 本学における授業科目は、総合教養科目及び専門科目とする。

- 2 前項に規定する授業科目及びその単位数並びに履修方法等については、別に定める。
- 3 資格若しくは受験資格又は免許を取得しようとする者は、別に定める規程等に従い、所定の科目及び単位を修得しなければならない。

(教職課程)

第 11 条の 2 教育職員免許状の取得を希望する者のために、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく教職課程を置く。

- 2 本学において、取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学部・学科	免許状の種類
-------	--------

栄養学部栄養学科	栄養教諭1種普通免許状
----------	-------------

3 教職課程の授業科目、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第11条の3 教育上有益と認めるときは、当該学部の教授会の議を経て、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第11条の4 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第11条の5 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、第11条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 削除

(授業科目の単位の計算方法)

第12条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義、演習

1時間の講義及び演習に対して、授業時間外の2時間の学修を必要とするものとし、15時間の講義及び演習をもって1単位とする。

(2) 実験、実習、実技等

実験室、実習場等で行うものとし、30 時間から 45 時間の実験、実習、実技等をもって 1 単位とする。ただし、心理学部における心理学基礎実験実習については 15 時間の実験実習をもって 1 単位とする。

(授業科目の単位修得の認定)

第 13 条 授業科目を履修した者に対する単位修得の認定は、試験その他の審査により行う。

2 前項の試験及び審査の方法については、別に定める。

(単位の付与)

第 14 条 授業科目を履修し、試験その他の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 15 条 試験その他による成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の五段階をもって表示し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

第 6 章 入学

(入学の時期)

第 16 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び編入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 17 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 学校教育法施行規則第 150 条各号のいずれかに該当する者

(入学志願の手続)

第 18 条 本学へ入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 19 条 前条の入学志願者に対しては、学力試験、面接試験等を行う。

2 入学者の選抜に関する要項は、別に定める。

(入学の手続)

第 20 条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学金を納入し、別に定める書類を学長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第 21 条 学長は、前条に規定する入学の手続を経た者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の学部へ編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に編入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 他の大学に在学する者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
- (6) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
- (7) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において履修した者

2 削除

3 編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに本学を卒業するために必要な在学年数については、教授会の意見を聴いて、学部長が決定するものとする。

4 編入学に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 休学、復学、転学、退学、除籍及び転学部等

(休学)

第 23 条 学生が、病気その他やむを得ない理由により、3 か月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、学部長に願い出て、その許可を受けて休学することができる。

2 学生が、病気のため修学することが適当でないと認められたときは、学部長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 24 条 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることはできない。

3 休学期間は、第 7 条に定める在学期間には算入しない。

(復学)

第 25 条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、復学願を学部長に提出して、その許可を受けて復学することができる。

(転学)

第 26 条 他の大学へ転学を希望する者は、保護者連署の転学願を学部長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 27 条 病気その他やむを得ない理由により、退学しようとする者は、その理由を具し、保護者連署の退学願を学部長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第 28 条 前条に規定する手続を経て本学を退学した者又は次条第 5 号により除籍になった者で、再入学を願い出た者に対しては、学長は、教授会の意見を聴いて、許可することがある。

(除籍)

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

(1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(2) 病気、成績不良その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(3) 所定の在学期間を超えた者

(4) 所定の休学期間を超えてなお修学できない者

(5) 所定の期間内に授業料その他納付金を納入しない者

(転学部等)

第 30 条 他の学部へ転学部又は同一学部の他の学科へ転学科を志願する者があるときは、所属学部長の承認を得て、志願することができる。

2 転学部及び転学科は、志願先の教授会の意見を聴いて学長が許可する。

3 転学部及び転学科に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 卒業及び学士の学位

(卒業の要件等)

第31条 本学に4年(第22条第1項の規定により編入学した者については、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目を履修し、その単位数を修得した者については、当該学生の所属する学部教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 前項に定める授業科目及び単位数については、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者が、卒業要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得したと認められる場合は、当該学生の所属する学部教授会の意見を聴いて、学長は卒業を認定することができる。

(学位の授与)

第32条 前条の規定により卒業を認定した者には、次の区分に従って、学士の学位を授与する。

栄養学部	栄養学科	学士(栄養学)
	食創造学科	学士(食創造学)
心理学部	現代応用心理学科	学士(心理学)

2 前項に定めるもののほか、学位について必要な事項は、別に定める。

第9章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第33条 本学における入学検定料、入学金及び授業料等(「授業料等」とは、授業料、実験実習費及び施設設備費をいう。以下同じ。)の額は、次のとおりとする。

区 分	栄養学部		心理学部
	栄養学科	食創造学科	現代応用心理学科
	円	円	円
入学検定料	30,000	30,000	30,000
入学金	250,000	250,000	250,000
授業料(年額)	964,000	914,000	874,000
実験実習費(年額)	217,500	—	—
施設設備費(年額)	86,500	86,500	86,500

2 入学志願者は、出願と同時に所定の入学検定料を納入しなければならない。

- 3 入学金は、入学手続の際に納入しなければならない。
- 4 授業料等は、毎年度について、前期（1次、2次）及び後期（1次、2次）の4期に区分し、それぞれの期において、年額の4分の1に相当する額を、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、前期（1次）に1か年分又は前期分、後期（1次）に後期分の授業料等の納入を希望する者は、その旨を申し出て納入することができる。
- 5 第1項に規定する授業料等以外に、特定の授業科目を履修する場合は、必要に応じて個別に定める経費を別途納入しなければならない。
- 6 入学検定料は、第1項に定める金額にかかわらず、複数出願するときは、減額することがある。

（授業料等の貸与）

第34条 学業成績が優秀で、かつ、経済的理由により授業料等の納入が困難な者に対しては、別に定める規程により、授業料等の全部、又は一部を貸与することがある。

（休学者の授業料等の取扱い）

第35条 第23条の規定により休学を許可され又は命ぜられた者の休学中の授業料等は、免除する。ただし、休学中は休学在籍料を納入しなければならない。休学在籍料については、別に定める。

（復学者の授業料等の取扱い）

第36条 前期又は後期中途において復学した者の授業料等は、当該期の授業料等の額から、既に納入した授業料の額を差引いた額とし、復学した日から10日以内に納入しなければならない。

（転学、退学及び停学者の授業料等の取扱い）

第37条 前期又は後期中途で、転学又は退学しようとする者は、当該期分の授業料等を納入するものとする。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

（授業料等の返還）

第38条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより授業料等を返還する。

- (1) 3月31日（3月31日が業務日でない場合は、3月31日直前の業務日とする。）までに入学辞退を申し出た場合

授業料等に相当する額。ただし、専願による場合は、この限りでない。

- (2) 第23条に定める休学を許可され又は命ぜられた場合

休学を許可され又は命ぜられた期間（四半期、半期又は四半期及び半期のいずれかの期間を満たす場合に限る。）の授業料等を既に納入していたときは、その授業料等に相当する額。ただし、第 35 条に定める休学在籍料を納入しなければならない。

(3) 第 27 条に定める退学を許可された場合

退学後の期間（四半期、半期又は四半期及び半期のいずれかの期間を満たす場合に限る。）の授業料等を既に納入していたときは、その授業料等に相当する額

2 既に納めた学費は、前項に規定する場合を除き、返還しない。

第 10 章 職員組織

(職員)

第 39 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 前項に定める職員のほか、副学長、学長補佐を置くことができる。

(学部長)

第 40 条 学部に、学部長を置く。

第 41 条 削除

(図書館長)

第 42 条 図書館に、館長を置く。

(推進室長)

第 42 条の 2 推進室に、室長を置く。

(センター長)

第 43 条 第 4 条の 4 第 1 項に規定するセンターに、それぞれセンター長を置く。

第 11 章 評議会

(評議会)

第 44 条 本学に、評議会を置く。

2 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学務部長

(4) 各学部長

- (5) 各研究科長
 - (6) 入試センター長
 - (7) キャリアサポートセンター長
 - (8) 地域連携推進センター長
 - (9) 共通教育推進センター長
 - (10) 産学連携センター長
 - (11) 図書館長
 - (12) 推進室長
 - (13) 事務局長
 - (14) 各学部から選出された教授各2人以内
 - (15) その他学長が評議会の議を経て指名した者
- 3 評議会は、学長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 本学の重要な規則、規程の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 本学の学部、学科、教育施設その他重要な施設の設置及び改廃に関すること。
 - (3) 本学教員の任用及び昇任の基準に関すること。
 - (4) 本学の入学定員に関すること。
 - (5) 各学部等の連絡調整に関すること。
 - (6) 教職員の福祉及び厚生に関すること。
 - (7) 学生の賞罰に関すること。
 - (8) 学生の厚生補導に関すること。
 - (9) その他本学の運営に関する重要な事項
- 4 評議会に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 教授会

(教授会)

第45条 本学の各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部長及び当該学部の専任の教授をもって組織する。ただし、学部長又は教授会が必要と認めた場合には、准教授を加えることができる。
- 3 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 聴講生、科目等履修生、研究生、外国人留学生及び委託生

(聴講生)

第46条 本学の所定の授業科目中、一又は複数の授業科目について、聴講を志願する者があるときは、教育、研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、学長は、教授会の意見を聴いて、聴講生となることを許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第47条 本学の所定の授業科目中、一又は複数の授業科目について履修し、単位を取得することを志願する者があるときは、教育、研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、学長は、教授会の意見を聴いて、科目等履修生となることを許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第48条 本学教員の指導の下に、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ、学長は、教授会の意見を聴いて、研究生となることを許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、留学のため本学に、入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長は、教授会の意見を聴いて、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第50条 公の機関等から、学生の委託について願い出があるときは、選考のうえ、学長は、教授会の意見を聴いて、委託生となることを許可することができる。

2 委託生に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

第51条 地域社会の発展に寄与し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座は、学長又は学部長が主宰する。

第15章 賞罰

(表彰)

第52条 学生で、学業成績が優秀で品行方正な者、又は他の学生の模範となる者があるときは、教授会の意見を聴いて、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第53条 本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学生に対する懲戒手続に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 改廃

(改廃)

第54条 この学則の改廃は、評議会の議を経て、学校法人甲子園学院理事会の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

ただし、昭和60年度以前に入学した者については、第33条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 昭和62年3月31日現在に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 昭和63年3月31日現在に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正規則第11条第2項別表中増設科目並びに第33条第1項については、昭和31年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月31日現在に在学する者については、第33条第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	栄 養 学 部	経営情報学部
授 業 料（年額）実 験実習費（年額）	830,000 円 195,000	720,000 円 —

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 経営情報学部経営情報学科の入学定員については、第5条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間は、300人とする。
- 3 平成元年度以前に入学した者については、第33条第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	栄 養 学 部	経営情報学部
授 業 料（年額）実 験実習費（年額）	850,000 円 200,000	740,000 円 —

附 則

この学則は、平成3年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前に入学した者については、第33条第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	栄 養 学 部	経営情報学部
授 業 料（年額） 実験実習費（年額）	870,000 円 200,000	760,000 円 —

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条第 2 項別表並びに第 30 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 6 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条第 1 項、第 11 条の 3 第 2 項及び第 30 条並びに第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経営情報学部経営情報学科の入学定員については、第 5 条の規定にかかわらず、平成 9 年度から平成 11 年度までの間は、275 人とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年 3 月 31 日現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経営情報学部経営情報学科の入学定員については、第 5 条の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 15 年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。
- 3 平成 11 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
250 人	240 人	230 人	220 人

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 12 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年度以前の入学者については、改正後の第 31 条及び第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年度以前の入学者については、改正後の第 31 条及び第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前の入学者については、学部名称の変更を除き、改正後の第 31 条及び第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度以前の入学者については、第 34 条の変更を除き、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、人間文化学部及び比較文化学科の名称変更並びに比較文化学科の学位記の変更については、平成 18 年度以降に当該学部・学科に入学した者に対して適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条及び第 31 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、次の科目については、それぞれ変更の対象となる入学年度を遡及して適用する。

科目区分	授業科目	適用入学年度
現代経営学部 医療福祉マネジメント学科 専門科目	社会 保 障 論 A	平成 16 年度以降入学生
	社会 保 障 論 B	
	精 神 医 学 A	
	精 神 医 学 B	

	精 神 保 健 学	A	
	精 神 保 健 学	B	
	精神科リハビリテーション学 A		
	精神科リハビリテーション学 B		
	精 神 保 健 福 祉 論 A		
	精 神 保 健 福 祉 論 B		
	精 神 保 健 福 祉 論 C		
	精神保健福祉援助技術総論 A		
	精神保健福祉援助技術総論 B		
	精神保健福祉援助技術各論 A		
	精神保健福祉援助技術各論 B		
	精神保健福祉援助演習 A		
	精神保健福祉援助演習 B		
	社会福祉援助技術現場実習 I		平成 17 年度以降入学生
	社会福祉援助技術現場実習 II		
	社会福祉援助技術現場実習指導 I		
	社会福祉援助技術現場実習指導 II		
	社会福祉援助技術現場実習指導 III		
人文学部心理学科 専門科目	精 神 保 健 学	A	平成 16 年度以降入学生
	精 神 保 健 学	B	
人文学部総合教養科目	心 理 学 の 基 礎		
	心 理 学 の 応 用		
	社 会 学 の 基 礎		
	社 会 学 の 応 用		
	法 学 入 門		
	日 本 国 憲 法		

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度以前の入学者については、改正後の第 31 条及び第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 19 年度以前の入学者については、改正後の第 31 条及び第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条第 2 項別表の人文学部総合教養科目については、平成 21 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 現代経営学部現代経営学科、同医療福祉マネジメント学科、人文学部心理学科並びに同社会文化学科は、平成 23 年度以降の学生募集を停止する。
- 3 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、前項の学部・学科は、平成 22 年度以前に入学した者が在学しなくなるまで存続するものとする。
- 4 平成 22 年度以前に入学した者については、改正後の第 11 条第 2 項、第 11 条の 2 第 2 項、同条第 3 項、第 31 条、第 32 条、並びに第 33 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 現代経営学部現代経営学科、同医療福祉マネジメント学科及び人文学部心理学科、同社会文化学科は平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 総合教育研究機構は、平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 3 人間文化学研究科は、平成 27 年 4 月 1 日から心理学研究科に名称変更した。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正前の甲子園大学学則（以下「旧学則」という。）第 4 条に規定するフードデザイン学科は、この学則による改正後の甲子園大学学則（以下「新学則」という。）第 4 条の規定にかかわらず、当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日まで存続するものとする。
- 3 前項の規定によってフードデザイン学科に在籍する者については、新学則第 11 条の 2 及び第 32 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 旧学則第 11 条第 3 項の規定に基づくフードデザイン学科を対象とする資格若しくは受験資格又は免許に関する規程等は、本附則第 2 項の規定によってフードデザイン学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 本附則第 2 項の規定によってフードデザイン学科に在籍する者の授業料等の額は、新学則第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分	栄養学部フードデザイン学科
	円
授業料(年額)	914,000
実験実習費(年額)	150,000
施設設備費(年額)	86,500

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の 3 から第 11 条の 5 までの改正規定及び第 22 条の改正規定は、令和 5 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

学則変更の趣旨等

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

甲子園大学は、令和 7 年度（2025 年度）から、栄養学部栄養学科の入学定員を 120 名から 60 名に、収容定員を 480 名から 240 名に変更する。なお、その他の学科の変更（学科間の収容定員の振替）は行わない。大学全体の収容定員の増加を伴わない変更を行う。

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学栄養学部栄養学科は、定員未充足の状況が続いており、今後も 18 歳人口の減少に伴い、入学志願者も減少していくことが予測され、一層定員充足率を満たすことが困難となるため、学生入学状況の実態に合わせて入学定員を 120 名から 60 名へと変更することは、定員充足率を改善するうえからも先送りできないとの判断により定員変更を行う。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（ア）教育課程の変更内容

収容定員変更に伴う教育課程の変更は行わない。今後も、教育内容のさらなる充実を図るため、自己点検・評価を通して、本学の教育課程が社会的要請に適うものであるか検証し、改善に努める。

（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容

教育方法及び履修指導方法について変更はない。これまでと同様にディプロマポリシーに即した学生を送り出すために、教育の質を維持する教育方法を探求し続けるとともに、専任の教員がアドバイザーとして学生一人ひとりに対し、履修についてきめ細やかな指導を行っていく。

（ウ）教員組織の変更内容

今回の収容定員変更に伴う教員組織の変更はない。基幹教員数は、大学設置基準に定める基幹教員数を満たしている。栄養学科の収容定員を 60 名減じるが、教員組織の変更は行わないため、教育体制は一層の改善が見込まれる。今後も大学設置基準を遵守し、学生の教育と指導のために必要十分な教員組織を維持する。

（エ）大学全体の施設・設備の変更内容

今回は大学全体の収容定員の増加は伴わないことから、図書館や情報処理教室、実験・実習室等の施設・設備についても、定員変更前と同等の学修環境を用意することができる。よって、今回の収容定員変更に伴う大学全体の施設・設備の変更はない。

目次（本文）

（１）収容定員を変更する組織の概要

ア 収容定員を変更する組織の概要

（名称、入学定員、収容定員、所在地）

イ 収容定員を変更する組織の特色

（２）人材需要の社会的な動向等

ア 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

イ 中長期的な１８歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

ウ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

エ 収容定員を変更する組織の定員充足の状況

（３）学生確保の見通し

ア 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

（ア）既設組織における取組とその目標

（イ）収容定員を変更する組織における取組とその目標

（ウ）当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の
見込み数

イ 競合校の状況分析

（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

（ア）競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

（イ）競合校の入学志願動向等

ウ 先行事例分析

エ 学生確保に関するアンケート調査

オ 人材需要に関するアンケート調査等

（４）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

(1) 収容定員を変更する組織の概要

ア 収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員、収容定員、所在地）

新設組織	入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
甲子園大学 栄養学部栄養学科	60	240	兵庫県宝塚市紅葉ガ丘 10-1

イ 収容定員を変更する組織の特色

■養成する人材像、学位の分野を踏まえた収容定員を変更する組織の特色

甲子園大学の教育目的は、「勤勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」の建学の精神に基づき、人格の完成を目指し、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた健全かつ有能な人材を育成することである。この目的を達成するため、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を究明させて、知的、道徳的及び応用的能力を発揮させることを教育方針としている。

栄養学科は、自主的精神に充ち、協調性をもって、人や物事に誠心誠意対処できる能力を有し、栄養学関連の専門的知識を学び実践力を身につけ、医療・福祉、行政、教育、スポーツおよび、研究開発などの分野において、人々の健康増進・疾病予防・栄養改善に貢献し、地域社会のニーズに対応できるプロフェッショナル（管理栄養士・栄養士）を養成している。

栄養学部栄養学科の課程を修了し、卒業認定した者には、甲子園大学学則第 32 条の規定により、学士（栄養学）を授与することとしている。

■収容定員を変更する組織と関連する既設組織

収容定員を変更する組織の栄養学科のある栄養学部には、食創造学科がある。

（名称）栄養学部食創造学科

（入学定員）80 名 （収容定員）240 名

（所在地）兵庫県宝塚市紅葉ガ丘 10-1（栄養学科と同じ）

（予定）食創造学科は、令和 5 年度に、フードデザイン学科を廃止した後新設した学科であり、完成年度（令和 8 年度）まで、届出どおりの教育課程を実施していく。

(2) 人材需要の社会的な動向等

ア 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

本学栄養学科は「管理栄養士」の養成課程である。

戦中・戦後の食料が手に入らない時代、栄養士が国民の栄養状態の向上に貢献してきた。その後、栄養士の数が増え、栄養士をまとめる役割である管理栄養士が誕生し、以来、社会の変化とともに、役割が変化してきている。

全国的動向として、厚生労働省の「簡易生命表（令和4(2022)年）」によると、令和4(2022)年の日本人の平均寿命は男性が81.05歳、女性が87.09歳と男女とも80歳を超えている。65歳以上が占める割合は26.66%【資料1】である。

また、地域的な動向分析として、【資料1】にあるように、総人口のうち、65歳以上が占める割合が、兵庫県、宝塚市それぞれ、26.45、26.29%と基準値の21%を上回り「超高齢社会」となっている。このことから、地域的にも管理栄養士養成課程の排出する人材への社会的要請は高いと分析される。

このように、管理栄養士に求められる、健康維持に必要な食事について「栄養・食を通じて、人々の健康と幸福に貢献する」専門職として、アドバイスする役割はますます増えていくと考えられる。

併せて、平成17(2005)年の食育基本法制定により、正しい食生活についての教育の実施が始まったことにより、食生活の乱れや生活習慣病の解決を子どものうちから防ぐ意識が広まった。高齢者だけでなく、子どもやその保護者に対して働きかけるという食育の場にも、管理栄養士が持つ専門的知識が求められている。

今後、若い世代を中心として関心が高まる「健康と美容の両立」について社会的なニーズが拡大すると予測され、新コース「美と栄養」コースはその分野知識技能を同時に涵養できるよう設定している。

イ 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

【資料2】の18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移に示すとおり、令和元(2019)年度の18歳人口約117万人のうち、大学入学者は約52万人で全体的にみるとわずかではあるが増加している。しかしながら、【資料3-②】に示す通り、今後、令和16(2034)年までの10年間で全国的な18歳人口は約1割の減少となる。

また、地域的動向として、【資料3-①】の兵庫県の高卒者及び大学等進学者数に示すとおり、兵庫県内の大学入学者数をみても、平成29(2017)年度は28,651名、令和4(2023)年度は26,767名となり約6.58%減少している。

ウ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

既存の在学生調査から、栄養学科入学者の7割以上（※直近3年の平均値）【資料4】が兵庫県ならびに大阪府で構成されているため、この地域が重点的な募集地域となることに変更はない。今後は、兵庫県内では神戸地域、阪神南地域、阪神北地域に加え、丹波地域も重点的な募集地域として位置付ける。

エ 収容定員を変更する組織の定員充足の状況

■収容定員を変更する組織の大学の学部学科ごとの定員充足状況及び今後の定員充足の見通し

甲子園大学には、栄養学部栄養学科、食創造学科、心理学部現代応用心理学科があり、令和6(2024)年度の定員充足状況、入試方法別の入学定員充足状況については、下記のとおりである。

	栄養学部 栄養学科	栄養学部 食創造学科	心理学部 現代応用 心理学科	計
在籍数（人）	116	32	157	305
収容定員数（人）	480	160	240	880
収容定員充足率	24.2%	20.0%	65.4%	34.7%
入学者数（人）	36	10	31	77
入学定員数（人）	120	80	60	260
入学定員充足率	30.0%	12.5%	51.7%	29.6%
総合型入試	20	4	15	39
学校推薦型入試	11	6	10	27
一般入試	5	0	6	11

栄養学部栄養学科は、令和7年度より、現在の定員120を60に削減することで、充足率向上を図る。また、令和6(2024)年度入学生より、3年次に選択できる「美と栄養」コースを設置し、学生確保の訴求に繋げる。

栄養学部食創造学科は、令和5(2023)年度にフードデザイン学科を改組した学科である。完成年度である令和8(2026)年度まで、食創造学科在籍学生への丁寧な教育及び就職サポートを行い、信頼される実績を積んでいくことを最重要課題とする。同時に、継続して高校訪問を行い、教育内容の充実を訴えていく予定である。

そして、心理学部現代応用心理学科は、新領域「メディア心理学」の設置及び充実について、広報活動を通じて訴えていく。

■収容定員を変更する組織の完成年度までの間の大学等の収容定員変更の予定

現在のところ、今回届出する栄養学科の収容定員変更のほか、収容定員の変更の予定はない。

■収容定員を変更する組織の定員設定の合理性について

【資料5】収容定員充足率で示すとおり、令和6年度の栄養学科の収容定員充足率は、24.4%となっている。一方、【資料6】入学定員充足率を見ると栄養学科の入学人数は令和3(2021)年度より24名→30名→33名と増加し、直近の令和6年度は36名となった(直近3年の対前年比の入学増加率平均は115%)。

これは定員変更後の入学定員60名で考えた場合60%の充足率となる。今後、学生募集活動に関する新たな取り組みを確実に実施していくことで更に入学者を増やすことができる見込みであることから、あらたな入学定員・収容定員の設定には合理性があると考えます。

(3) 学生確保の見通し

ア 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

(ア) 既設組織における取組とその目標

■学生募集活動・広報活動の強化

・早期より学生確保を目指すため4月よりオープンキャンパスを実施し、実施回数も増やす。また、年間複数回の高校訪問を実施し、高校校内ガイダンスにも積極的に参加しながら本学の特色をアピールする。そして、定期的にチラシ、リーフレット等を作成し、高校訪問や様々な場で活用することで、常に新しい情報を発信している、活発な大学であるというイメージを定着させていく。

・遠方の高校生に対しては、オープンキャンパスや各種イベントに参加しやすいように不動産会社と連携し、無料宿泊体験や一人暮らし説明会などを実施する。また、Webによる模擬授業と予備審査を実施することで、来校せずに受験資格を取得でき、遠隔地からの受験生も受験しやすい入試を設定する。

・入学金免除等の特典を付与するプレミア指定校制度(現在10校対象)を継続させる

とともに、追加校も検討する。また、高校3年生だけではなく、短期大学、専門学校を卒業・修了した者を対象とした編入学を強化する。

・ホームページ、大学案内、業者系媒体でフォーマットを共有して統一感を持たせた仕様とし、高校生への訴求を強化するとともに、現状のInstagram、X、TikTokでの情報発信に加え、LINEを活用することで、よりタイムリーな情報発信とコミュニケーションの向上を行なう。また、教職員だけにとどまらず、学生たちも巻き込んだ企画を立案し、より受験生が興味を持つ情報発信を行う。

（イ）収容定員を変更する組織における取組とその目標

栄養学部栄養学科では、入学希望者吸引力向上策として以下の取組みを実施する。

■美容と管理栄養士の融合を図り、強くアピールする

令和6年度入学生から、「美と栄養コース」を設定する。令和7年度に向けては、管理栄養士資格を活かし、美容業界を牽引する人材を育成することを本学科の新たな特色と位置付ける。

このことで、外面だけでなく、栄養知識の裏付けのある内面からの「美」を実現することができる人材を育て、美容業界に「栄養」を根付かせていく。

このような美容と管理栄養士との融合について高校生及び保護者に対して強くアピールする。

■「5コース制」の浸透を図る

栄養学部栄養学科では、実践力を身につけるために、3年次・4年次学生対象に、専門・実践コースを設定しているが、世の中の新しいニーズに応え、食・栄養の指導を通じて美しい身体づくりを応援できる管理栄養士・栄養士を育成するため、令和6

（2024）年度入学生から、現行の4コースに加え、「美と栄養コース」を新設し、5コース（食と健康サイエンス、メディカル栄養、食育、スポーツ栄養、美と栄養）として実施する。1・2年次学生にはコースの入門編としての選択科目「現代栄養学入門」を新たに設け、学びに連続性をもたせる。これらの新コースの内容をオープンキャンパスや高校訪問において紹介するとともに、大学ホームページやSNS等での広報を強化し、入学者の増加を図る。また、カリキュラムのスリム化を行い、学生が余裕をもって学べる体制を整える。

■短期大学、専門学校（専修学校専門課程）を卒業・修了した者を対象とした編入学を強化する

栄養士養成施設である短期大学、専門学校や美容関係の短期大学、専門学校からの本学栄養学部への編入学を促進する。これらの短期大学や専門学校のカリキュラムを踏まえて本学でのカリキュラムとの接続がスムーズにいくように配慮する。

■地方からの受験をしやすい入試を設定する

令和7年度入試から総合型入試において、Webによる模擬授業と予備審査を実施することで、来校せずに受験資格を取得でき、遠隔地からの受験生も受験しやすい入試を設定する。

上記に加えて、前述の(3)ーアー(ア)(既設組織における取組とその目標)を実施していくことで、栄養学科への志願者が増加させ定員充足を目指す。

(ウ) 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

栄養学科の入学者数は令和3(2021)年度より24名→30名→33名と増加し、直近の令和6年度は36名となっている(直近3年の対前年比の入学者増加率平均は115%)。これに加えて、前述の各種取組みや、学生募集活動、広報活動の強化を実施することで対前年度比110%の増加を目標とし、令和10(2028)年度には収容定員充足率80%以上を実現する見込みである。

イ 競合校の状況分析(立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況)

競合校に関する分析は、【資料7】にあるように、定員充足率を中心に分析を行っている。定員充足については、立地ならびに現時点の知名度が大きく影響している。

一方で、管理栄養士養成課程として教育内容や排出人材については、校訓やディプロマ・カリキュラムポリシーによる様々な特色はあるが、管理栄養士として修学する内容としてのコアカリキュラムは法令に基づいたものである。

(ア) 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

■競合校の選定理由

甲子園大学は、兵庫県及び大阪梅田に通ずる阪急電鉄沿線にあることから兵庫県並びに大阪府出身の学生が多数を占める。このことから、本学立地場所の兵庫県及び近隣の大阪府に位置し、管理栄養士養成課程を擁する学部・学科のある大学を競合とする。

■競合校との比較分析

(教育内容と方法)

本学及び競合校の管理栄養士養成課程では、管理栄養士国家資格に合格するに足りる専門的知識の修得及び技術を身に付けるため、特定非営利活動法人 日本栄養改善学会の策定する「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」に基づき、講義・実験・実習を段階的に配した教育内容を設計している。さらに、厚生労働省近畿厚生局より、教育内容について、定期的に監査を受けている。このことから、国家資格ホルダーとして社会に貢献できる水準の教育内容を実施できているといえる。

一方、管理栄養士として活躍するステージについて、各大学の特色がある。本学は、学生の関心に応じて、3年次より食と健康、メディカル栄養、食育、スポーツ、美と栄養の5コース選択制を採用している。特に、美と栄養コースは、美容、アンチエイジング、ボディメイキングが、芸能・スポーツ選手などの特殊な世界の人だけでなく、一般人の関心事となっている現代において、美と食事・栄養との関わりを教育研究する内容で、個人の生き方を栄養からアプローチする新しい領域で、他学にはない内容であると考えている。

（入試）

本学の入試は、高校生の選択自由度を高め、アドミッション・ポリシーに沿った入学生を受け入れるため、総合型入試、学校推薦型入試、一般入試を基本に様々な区分を設け、実施している。9月から3月までの期間内で、学生の強みを生かした試験制度を十分な期間を設け活用することができる。さらに Web を利用し、遠方からの受験生が受験しやすい入試を設定する。

（修学支援の内容）

本学及び競合校の学生納付金については、【資料8】のとおりである。

学納金の納入方法を4半期ごとの分納を選択可とし、柔軟な納入方法に対応している。また遠方からの入学者に対し、住居（下宿）確保のための諸経費を補助する独自の奨学金を設け、他大学との差別化を図っている。

（就職支援の内容）

本学栄養学科では、これまで多くの管理栄養士を含む卒業生を社会に輩出してきた。本学では、3年次よりキャリアサポートセンターで実施する就職面談の場において一人ひとりの進路希望をヒアリングし、就職希望の業界の就職先を紹介している。

なお、令和4(2022)年度の栄養学科卒業生の就職内定率は98.2%、就職率は94.8%と高い水準である。

また、管理栄養士養成課程であることから、国家試験の合格が就職において必須な職種もあるため、国家試験対策を学科のカリキュラムの中へと積極的に取り組み、国家試験対策室、キャリアサポートセンター、学科教員と教職協働で行っている。

(取得できる資格)

本学及び競合校の課程修了した学生は、管理栄養士国家試験受験資格が得られる。これ以外として、フードスペシャリスト等の受験資格が得られる科目を配置している。

本学においても、管理栄養士国家試験受験資格以外に、次の受験資格が得られる。

- ・食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格
- ・フードスペシャリスト受験資格
- ・NR・サプリメントアドバイザー受験資格
- ・栄養教諭（一種免許状）

また、コース選択の上、一定基準以上と認定された者に、次の認定証が与えられる。

- ・食品デザイナー認定証（商標登録）
- ・臨床栄養療法士認定証（同上）
- ・食育専門士認定証（同上）
- ・スポーツ栄養専門士（同上）
- ・美と栄養専門士（同上）

特に、新設の「美と栄養専門士」については新設コースと深く結びついており、将来的にさらに注目の集まる、美と栄養の関連性についての学問的な取り組みをカリキュラムに落とし込むことで他学には無い魅力を創出している。

(イ) 競合校の入学志願動向等

競合校の入学状況は、【資料7】のとおりである。

各競合校において、さまざまな状況がみられるものの、全体としては、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数ともに、概ね横ばいの推移がみられる。国家資格を保有して、就職したいという学生の需要は継続すると考えられ、管理栄養士養成課程への需要は今後も続くと考えている。

ウ 先行事例分析

先行的な事例は定員削減かつ管理栄養士養成課程、という条件では見当たらないが、他学分野において著しい定員未充足の状況から、定員の大幅な削減により充足率を高めた事例を確認している。

エ 学生確保に関するアンケート調査

今回の収容定員に係る学則変更の届出（定員の減少）にあたって、学生確保に関するアンケート調査は実施していないが、教育内容のより一層の充実及び効果的な広報を展開すること、及び、定員の半減の対策を講じることで、定員充足を目指していく。

オ 人材需要に関するアンケート調査等

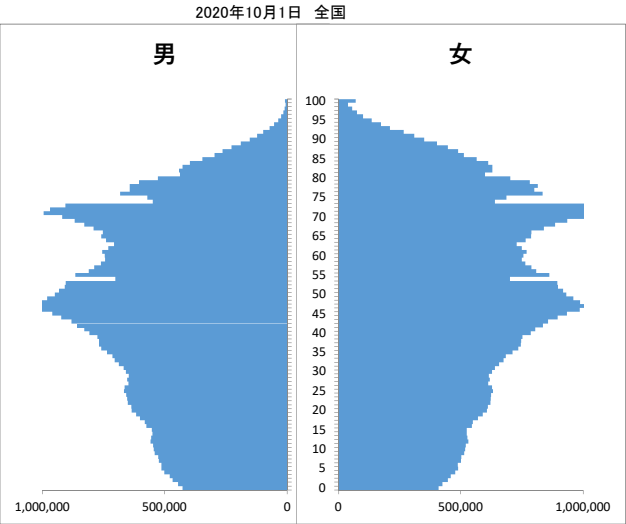
管理栄養士の人材需要に関するアンケート調査は実施していない。社会的な需要の動向については、（２）１に記載の通りの認識を全学で確認している。

（４）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

管理栄養士を目指す高校生は一定数以上存在する。ただし、18 歳人口が減少し、本学近隣にも多数の競合校が存在することから、本学を含む競合校すべての学生確保は難化していくと予想されるため、入学定員を 120 名から 60 名に減じることで、定員を充足することを目指していく。

年齢(各歳)、男女別人口

2020年10月1日 全国			
数え年	満年齢	男	女
1	0	428,005	409,126
2	1	446,054	425,504
3	2	468,457	446,610
4	3	480,153	458,758
5	4	501,907	476,786
6	5	514,130	489,602
7	6	513,861	487,651
8	7	524,747	500,926
9	8	526,616	502,649
10	9	540,528	513,465
11	10	545,068	517,816
12	11	547,643	520,562
13	12	557,531	530,779
14	13	555,138	527,345
15	14	550,198	523,987
16	15	552,565	524,155
17	16	574,977	544,825
18	17	581,329	548,945
19	18	601,356	570,651
20	19	617,391	590,112
21	20	635,288	606,718
22	21	636,254	610,829
23	22	650,572	621,512
24	23	654,083	622,835
25	24	657,797	624,071
26	25	666,373	631,637
27	26	664,013	628,011
28	27	648,773	612,692
29	28	653,163	618,013
30	29	646,827	614,649
31	30	658,299	627,606
32	31	668,200	638,891
33	32	687,872	656,763
34	33	703,827	675,243
35	34	713,052	684,020
36	35	736,009	711,507
37	36	759,345	735,711
38	37	767,985	745,911
39	38	767,910	747,373
40	39	774,703	751,921
41	40	808,361	785,600
42	41	828,439	804,214
43	42	858,203	835,346
44	43	880,994	856,197
45	44	922,678	896,212
46	45	959,382	933,904
47	46	1,014,419	986,180
48	47	1,028,714	1,007,110
49	48	1,011,319	987,144
50	49	980,062	960,220
51	50	948,528	931,708
52	51	931,255	918,600
53	52	908,002	897,008
54	53	904,190	894,878
55	54	702,426	701,484
56	55	865,574	862,599
57	56	809,982	808,886
58	57	787,524	788,940
59	58	760,609	763,735
60	59	743,211	749,072
61	60	744,337	755,430
62	61	755,785	768,620
63	62	730,040	748,855
64	63	707,360	728,040
65	64	739,220	764,705
66	65	758,861	787,569
67	66	753,073	788,835
68	67	791,277	839,130
69	68	828,019	885,623
70	69	868,112	935,775
71	70	918,371	1,005,434
72	71	994,845	1,098,181
73	72	968,781	1,085,163
74	73	906,112	1,023,795
75	74	548,814	639,054
76	75	571,689	686,501
77	76	681,688	834,870
78	77	643,636	800,016
79	78	643,418	814,920
80	79	605,752	782,135
81	80	527,887	702,099
82	81	438,311	599,611
83	82	441,377	628,598
84	83	426,809	629,361
85	84	397,396	612,336
86	85	346,288	564,951
87	86	296,592	513,071
88	87	264,598	489,221
89	88	227,782	447,622
90	89	189,088	402,847
91	90	152,333	350,475
92	91	123,329	309,423
93	92	97,680	267,062
94	93	71,879	210,549
95	94	53,891	174,069
96	95	37,221	135,592
97	96	24,411	100,536
98	97	15,549	75,866
99	98	9,957	55,873
100	99	6,309	38,994
101歳以上	100	9,833	70,507
計		61,349,581	64,796,518
MAX		1,028,714	1,098,181

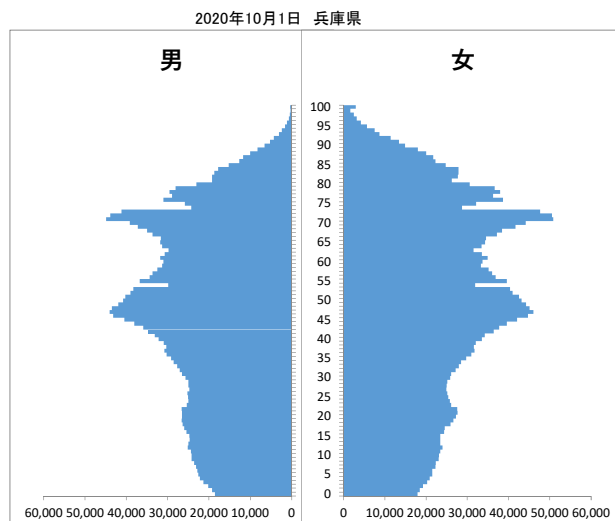


(資料)総務省「国勢調査」(年齢・国籍不詳按分後人口)

(65歳以上人口=16380188人) ÷ (総人口=61349581人) = 26.66%

年齢(各歳)、男女別人口

2020年10月1日 兵庫県			
数え年	満年齢	男	女
1	0	18,588	17,969
2	1	19,284	18,489
3	2	20,209	19,245
4	3	21,385	20,233
5	4	22,234	20,886
6	5	22,589	21,494
7	6	22,794	21,503
8	7	23,152	22,249
9	8	23,617	22,396
10	9	24,242	23,045
11	10	24,232	23,135
12	11	24,385	23,414
13	12	25,147	24,012
14	13	24,995	23,439
15	14	24,665	23,484
16	15	24,732	23,487
17	16	25,450	24,378
18	17	26,013	24,571
19	18	26,362	25,930
20	19	26,593	26,603
21	20	26,528	27,277
22	21	26,518	27,636
23	22	26,625	27,537
24	23	25,412	26,110
25	24	24,953	25,814
26	25	25,048	25,407
27	26	25,230	25,155
28	27	24,765	24,914
29	28	24,962	24,993
30	29	24,968	25,137
31	30	25,674	25,891
32	31	26,512	26,049
33	32	27,078	27,149
34	33	27,731	27,983
35	34	28,542	28,472
36	35	29,192	29,717
37	36	30,245	31,007
38	37	30,794	31,732
39	38	30,361	31,582
40	39	30,951	32,079
41	40	32,207	33,560
42	41	33,148	34,219
43	42	34,738	36,370
44	43	35,915	37,742
45	44	38,097	39,609
46	45	40,485	42,073
47	46	43,208	44,726
48	47	44,040	45,978
49	48	43,475	45,119
50	49	41,945	44,217
51	50	40,799	43,184
52	51	40,257	42,495
53	52	38,989	40,989
54	53	38,316	40,317
55	54	29,865	31,877
56	55	36,744	39,557
57	56	34,388	36,843
58	57	33,665	36,044
59	58	32,471	35,132
60	59	31,353	33,306
61	60	31,044	33,717
62	61	31,803	34,911
63	62	30,761	33,520
64	63	29,755	31,497
65	64	31,348	33,425
66	65	31,790	34,298
67	66	31,690	34,539
68	67	33,632	37,207
69	68	34,976	38,409
70	69	37,255	41,702
71	70	39,189	44,130
72	71	44,920	50,804
73	72	43,871	50,486
74	73	41,212	47,658
75	74	24,281	28,709
76	75	25,840	32,114
77	76	31,008	38,659
78	77	28,955	36,208
79	78	29,592	37,952
80	79	28,100	36,654
81	80	23,049	30,621
82	81	19,261	26,278
83	82	19,235	27,739
84	83	18,730	27,840
85	84	17,777	27,904
86	85	15,222	24,790
87	86	12,655	22,283
88	87	11,714	21,775
89	88	10,031	20,035
90	89	8,251	18,029
91	90	6,547	14,907
92	91	5,239	13,461
93	92	4,308	11,425
94	93	3,069	8,745
95	94	2,349	7,580
96	95	1,602	5,663
97	96	1,119	4,224
98	97	647	3,208
99	98	414	2,525
100	99	260	1,652
101歳以上	100	393	3,003
計		2,599,756	2,865,246
MAX		44,920	50,804

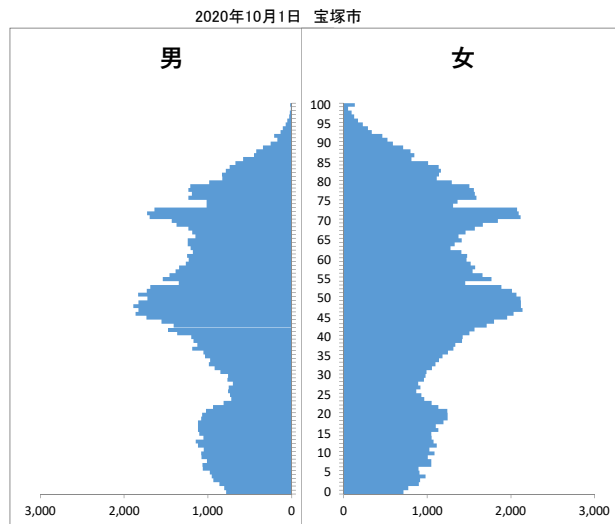


(資料)総務省「国勢調査」(年齢・国籍不詳按分後人口)

(65歳以上人口=688183人) ÷ (総人口=2,599,756人) = **26.45%**

年齢(各歳)、男女別人口

数え年	2020年10月1日 宝塚市		
	満年齢	男	女
1	0	782	715
2	1	806	775
3	2	862	900
4	3	933	914
5	4	954	980
6	5	976	908
7	6	1,062	898
8	7	1,064	1,048
9	8	1,009	1,050
10	9	1,076	1,007
11	10	1,079	1,086
12	11	1,048	1,028
13	12	1,118	1,113
14	13	1,143	1,077
15	14	1,053	1,055
16	15	1,103	1,050
17	16	1,117	1,132
18	17	1,118	1,104
19	18	1,117	1,194
20	19	1,079	1,244
21	20	1,068	1,246
22	21	1,023	1,242
23	22	938	1,135
24	23	811	1,053
25	24	720	967
26	25	735	932
27	26	758	870
28	27	753	920
29	28	702	893
30	29	765	963
31	30	757	981
32	31	851	990
33	32	921	1,056
34	33	988	1,099
35	34	972	1,141
36	35	1,035	1,185
37	36	1,051	1,250
38	37	1,187	1,313
39	38	1,127	1,335
40	39	1,173	1,415
41	40	1,198	1,424
42	41	1,367	1,505
43	42	1,476	1,567
44	43	1,410	1,712
45	44	1,553	1,798
46	45	1,732	1,954
47	46	1,863	2,033
48	47	1,828	2,141
49	48	1,889	2,120
50	49	1,829	2,120
51	50	1,723	2,118
52	51	1,834	2,065
53	52	1,730	2,012
54	53	1,688	1,886
55	54	1,346	1,456
56	55	1,538	1,768
57	56	1,456	1,662
58	57	1,386	1,544
59	58	1,345	1,575
60	59	1,262	1,520
61	60	1,229	1,470
62	61	1,249	1,478
63	62	1,179	1,410
64	63	1,206	1,280
65	64	1,240	1,329
66	65	1,241	1,413
67	66	1,147	1,374
68	67	1,188	1,460
69	68	1,233	1,568
70	69	1,372	1,664
71	70	1,432	1,846
72	71	1,696	2,118
73	72	1,724	2,095
74	73	1,636	2,076
75	74	1,016	1,310
76	75	1,014	1,364
77	76	1,233	1,587
78	77	1,192	1,568
79	78	1,234	1,556
80	79	1,209	1,505
81	80	983	1,294
82	81	826	1,114
83	82	831	1,140
84	83	784	1,163
85	84	741	1,137
86	85	671	1,011
87	86	579	814
88	87	450	847
89	88	422	800
90	89	341	713
91	90	252	591
92	91	171	525
93	92	207	464
94	93	134	338
95	94	106	293
96	95	71	231
97	96	53	173
98	97	28	127
99	98	20	98
100	99	10	54
101歳以上	100	18	135
計		103,655	122,777
MAX		1,889	2,141



(資料)総務省「国勢調査」(年齢・国籍不詳按分後人口)

(65歳以上人口 = 27265 人) ÷ (総人口 = 103,655 人) = **26.29%**

【資料2】18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

全国 年度	18歳人口 (人)	高卒者 (人)	平成12(2000) 年からの増減率 (%)	短期大学 進学者 (人)	平成12(2000) 年からの増減率 (%)	大学等進学者 (人)	平成12(2000) 年からの増減率 (%)
平成12(2000)	1,510,994	1,326,844	—	—	—	573,636	—
平成17(2005)	1,365,804	1,175,042	-11.4%	90,312	—	472,897	-17.6%
平成22(2010)	1,215,843	1,069,000	-19.4%	64,220	-28.9%	511,397	-10.8%
平成27(2015)	1,199,977	1,064,828	-19.7%	55,620	-38.4%	519,132	-9.5%
平成28(2016)	1,190,262	1,069,867	-19.4%	53,273	-41.0%	521,320	-9.1%
平成29(2017)	1,198,290	1,075,316	-19.0%	51,426	-43.1%	528,686	-7.8%
平成30(2018)	1,179,808	1,056,847	-20.3%	48,696	-46.1%	524,158	-8.6%
令和元(2019)	1,174,801	1,041,827	-21.5%	45,798	-49.3%	523,466	-8.7%
令和2(2020)	1,167,348	1,017,259	-23.3%	44,200	-51.1%	529,009	-7.8%
令和3(2021)	1,141,140	996,372	-24.9%	40,969	-54.6%	534,312	-6.9%
令和4(2022)	1,121,285	968,303	-27.0%	37,253	-58.8%	546,589	-4.7%
令和5(2023)	1,097,416	962,009	-27.5%	32,946	-63.5%	546,498	-4.7%

兵庫県 年度	18歳人口 (人)	高卒者 (人)	平成12(2000) 年からの増減率 (%)	短期大学 進学者 (人)	平成12(2000) 年からの増減率 (%)	大学等進学者 (人)	平成12(2000) 年からの増減率 (%)	兵庫県出身者 の県内大学進 学者(人)	平成12(2000) 年からの増減率 (%)	兵庫県出身者 の県外大学進 学者(人)	平成12(2000) 年からの増減率 (%)	兵庫県以外から の県内大学進 学者(人)	平成12(2000) 年からの増減率 (%)
平成12(2000)	65,448	56,099	—	—	—	24,305	—	12,177	—	16,970	—	13,800	—
平成17(2005)	59,771	50,573	-9.9%	5,368	—	28,325	16.5%	12,355	1.5%	16,110	-5.1%	13,840	0.3%
平成22(2010)	53,707	45,742	-18.5%	2,908	-45.8%	27,788	14.3%	13,433	10.3%	15,380	-9.4%	14,042	1.8%
平成27(2015)	53,812	45,872	-18.2%	2,358	-18.9%	27,886	14.7%	13,138	7.9%	16,172	-4.7%	13,910	0.8%
平成28(2016)	54,119	46,229	-17.6%	2,315	-20.4%	28,026	15.3%	13,323	9.4%	15,918	-6.2%	14,157	2.6%
平成29(2017)	—	47,201	-15.9%	2,331	-19.8%	28,651	17.9%	13,790	13.2%	16,357	-3.6%	14,410	4.4%
平成30(2018)	—	46,333	-17.4%	2,055	-29.3%	28,086	15.6%	13,864	13.9%	16,087	-5.2%	13,915	0.8%
令和元(2019)	—	45,882	-18.2%	1,999	-31.3%	27,943	15.0%	13,629	11.9%	16,357	-3.6%	14,373	4.2%
令和2(2020)	52,292	44,846	-20.1%	2,039	-29.9%	28,046	15.4%	13,473	10.6%	16,507	-2.7%	14,672	6.3%
令和3(2021)	—	43,957	-21.6%	1,817	-37.5%	28,285	16.4%	13,184	8.3%	16,585	-2.3%	13,866	0.5%
令和4(2022)	—	42,454	-24.3%	1,432	-50.8%	28,004	15.2%	13,380	9.9%	16,276	-4.1%	13,961	1.2%
令和5(2023)	—	41,408	-26.2%	1,282	-55.9%	27,767	14.2%	13,198	8.4%	16,173	-4.7%	13,897	0.7%

※1 兵庫県の平成12・17年度の短期大学進学者数は人数公表なし。

(出典) 学校基本調査

※2 兵庫県の18歳人口の統計は、総務省「国勢調査」を元に5年に1度調べ。公表なし。

【資料 3－①】兵庫県高卒者進学状況

年度	18歳人口 (全国)	兵庫県内 高卒者 (人)	平成 12(2000)年か らの増減率 (%)	短期大学進学 者 (人)	平成 22(2010)年か らの増減率 (%)	大学等進学者 (人)	平成 12(2000)年か らの増減率 (%)	兵庫県出身者 の県内大学進 学者 (人)	平成 12(2000)年か らの増減率 (%)	兵庫県以外から の県内大学進 学者 (人)	平成 12(2000)年か らの増減率 (%)	兵庫県出身者 の県外大学進 学者 (人)	平成 12(2000)年か らの増減率 (%)
平成12(2000)	1,510,994	56,099	—	—	—	24,305	—	12,177	—	13,800	—	16,970	—
平成17(2005)	1,365,804	50,573	-9.9%	—	—	28,325	16.5%	12,355	1.5%	13,840	0.3%	16,110	-5.1%
平成22(2010)	1,215,843	45,742	-18.5%	2,908	—	27,788	14.3%	13,433	10.3%	14,042	1.8%	15,380	-9.4%
平成27(2015)	1,199,977	45,872	-18.2%	2,358	-18.9%	27,886	14.7%	13,138	7.9%	13,910	0.8%	16,172	-4.7%
平成28(2016)	1,190,262	46,229	-17.6%	2,315	-20.4%	28,026	15.3%	13,323	9.4%	14,157	2.6%	15,918	-6.2%
平成29(2017)	1,198,290	47,201	-15.9%	2,331	-19.8%	28,651	17.9%	13,790	13.2%	14,410	4.4%	16,357	-3.6%
平成30(2018)	1,179,808	46,333	-17.4%	2,055	-29.3%	28,086	15.6%	13,864	13.9%	13,915	0.8%	16,087	-5.2%
令和元(2019)	1,174,801	45,882	-18.2%	1,999	-31.3%	27,943	15.0%	13,629	11.9%	14,373	4.2%	16,357	-3.6%
令和2(2020)	1,167,348	44,846	-20.1%	2,039	-29.9%	28,046	15.4%	13,473	10.6%	14,672	6.3%	16,507	-2.7%
令和3(2021)	1,141,140	43,957	-21.6%	1,817	-37.5%	28,285	16.4%	13,184	8.3%	13,866	0.5%	16,585	-2.3%
令和4(2022)	1,121,285	42,454	-24.3%	1,432	-50.8%	28,004	15.2%	13,380	9.9%	13,961	1.2%	16,276	-4.1%
令和5(2023)	1,097,416	41,408	-26.2%	1,282	-55.9%	27,767	14.2%	13,198	8.4%	13,897	0.7%	16,173	-4.7%

(注) 平成12・17年度は短期大学進学者数のみの人数が公表されていないため「—」で入力。

(出典) 学校基本調査

【資料 3－②】全国18歳人口推移の見通し

(単位／人)

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
全国	1,121,285	1,097,416	1,063,451	1,090,562	1,092,647	1,084,271	1,068,477	1,068,876	1,050,143	1,034,714	1,023,592	1,013,581	1,005,782
指数	100.0	97.9	94.8	97.3	97.4	96.7	95.3	95.3	93.7	92.3	91.3	90.4	89.7
近畿	185,626	181,639	175,609	179,388	179,313	178,046	174,431	174,633	172,217	168,955	165,722	164,183	162,668
指数	100.0	97.9	94.6	96.6	96.6	95.9	94.0	94.1	92.8	91.0	89.3	88.4	87.6

(出典) リクルート進学総研『18歳人口予測』

【資料４】 甲子園大学栄養学部への入学者数

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
入学者数	33	38	55
兵庫県の高校出身者	24	24	26
兵庫県出身率	72.7%	63.2%	47.3%
大阪府の高校出身者	4	7	9
大阪府出身率	12.1%	18.4%	16.4%
兵庫県／大阪府出身率	84.8%	81.6%	63.6%

(注) 小数第2位四捨五入

【資料5】栄養学部栄養学科収容定員充足率

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
学生数	269	231	179	153	125	117	215
収容定員数	480	480	480	480	480	480	(480)
収容定員充足率	56.0%	48.1%	37.3%	31.9%	26.0%	24.4%	44.8%

(注) 小数第2位四捨五入

【資料6】栄養学部栄養学科入学定員充足率

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
志願者数	111	96	58	52	50	48	69
合格者数	93	79	41	45	46	44	58
入学者数	64	45	24	30	33	36	39
入学定員数	120	120	120	120	120	120	(120)
入学定員充足率	53.3%	37.5%	20.0%	25.0%	27.5%	30.0%	32.7%

(注) 小数第2位四捨五入

大学 学部・学科	入学定員	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		入学者数	入学定員充足率	入学者数	入学定員充足率	入学者数	入学定員充足率	入学者数	入学定員充足率	入学者数	入学定員充足率
武庫川女子大学 食物栄養科学部 食物栄養学科	200	※3	—	200	100.0%	158	79.0%	225	112.5%	213	106.5%
神戸女子大学 家政学部 管理栄養士養成課程	150	130	86.7%	128	85.3%	139	92.7%	153	102.0%	130	86.7%
大阪樟蔭女子大学 健康栄養学部 健康栄養学科	120	118	98.3%	93	77.5%	91	75.8%	89	74.2%	102	85.0%
甲子園大学	120	64	53.3%	45	37.5%	24	20.0%	30	25.0%	33	27.5%
神戸学院大学 栄養学部 栄養学科 管理栄養学専攻	95	94	98.9%	90	94.7%	93	97.9%	91	95.8%	104	109.5%
甲南女子大学 医療栄養学部 医療栄養学科	80	78	97.5%	76	95.0%	63	78.8%	90	112.5%	90	112.5%
園田女子大学 人間健康学部 食物栄養学科	80	※3	—	80	100.0%	47	58.8%	49	61.3%	66	82.5%
兵庫大学 健康科学部 栄養マネジメント学科	80	62	77.5%	85	106.3%	59	73.8%	64	80.0%	53	66.3%
千里金蘭大学 栄養学部 栄養学科	80	53	66.3%	55	68.8%	87	108.8%	52	65.0%	69	86.3%
相愛大学 人間発達学部 発達栄養学科	80	※3	—	※3	—	※3	—	※3	—	49	61.3%
大手前大学 健康栄養学部 管理栄養学科	80	82	102.5%	54	67.5%	86	107.5%	73	91.3%	91	113.8%
関西福祉科学大学 健康福祉学部 福祉栄養学科	80	61	76.3%	62	77.5%	63	78.8%	56	70.0%	65	81.3%
帝塚山学院大学 人間科学部食物栄養学科 管理栄養士養成課程	80	79	98.8%	90	112.5%	74	92.5%	84	105.0%	80	100.0%
摂南大学 農学部 食品栄養学科	80	※3	—	97	121.3%	108	135.0%	122	152.5%	97	121.3%
大阪青山大学 健康科学部 健康栄養学科	80	※3	—	※3	—	58	72.5%	58	72.5%	67	83.8%
羽衣国際大学 人間生活学部 食物栄養学科	70	※3	—	70	100.0%	42	60.0%	53	75.7%	58	82.9%
神戸松蔭女子学院大学 人間科学部食物栄養学科	60	59	98.3%	40	66.7%	46	76.7%	29	48.3%	23	38.3%
梅花女子大学 食文化学部 管理栄養学科	40	※3	—	※3	—	※3	—	47	117.5%	33	82.5%

※1 千里金蘭大学の生活科学部食物栄養学科は2023年4月から栄養学部栄養学科へ

(出典) 本学調査／参考：各大学のホームページ

※2 摂南大学農学部食物栄養学科は令和2年4月から新設

※3 非公開

	大学、学部・学科	入学金	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)	実験実習費 (年額)	初年次合計	4年間の総合 計
1	兵庫大学 健康科学部 栄養マネジメント学科	200,000	1,350,000	200,000	-	1,750,000	6,400,000
2	摂南大学 農学部 食品栄養学科	250,000	1,300,000	130,000	-	1,680,000	6,270,000
3	甲南女子大学 医療栄養学部 医療栄養学科	250,000	1,000,000	430,000		1,680,000	5,970,000
4	梅花女子大学 食文化学部 管理栄養学科	250,000	750,000	300,000	300,000	1,600,000	5,650,000
5	神戸松蔭女子学院大学 人間科学部食物栄養学科	200,000	880,000	458,000		1,538,000	5,572,000
6	大阪青山大学 健康科学部 健康栄養学科	230,000	1,160,000	80,000	60,000	1,530,000	5,510,000
7	大阪樟蔭女子大学 健康栄養学部 健康栄養学科	280,000	995,000	280,000	25,000	1,608,000	5,508,000
8	武庫川女子大学 食物栄養科学部 食物栄養学科	200,000	995,000	250,000	53,000	1,498,000	5,392,000
9	神戸学院大学 栄養学部 栄養学科管理栄養学専攻	400,000	820,000	420,000	-	1,640,000	5,360,000
10	大手前大学 健康栄養学部 管理栄養学科	240,000	890,000	240,000	150,000	1,520,000	5,360,000
11	甲子園大学 栄養学部 栄養学科	250,000	964,000	86,500	217,500	1,518,000	5,322,000
12	羽衣国際大学 人間生活学部 食物栄養学科	200,000	920,000	220,000	130,000	1,470,000	5,280,000
13	神戸女子大学 家政学部 管理栄養士養成課程	250,000	850,000	350,000	-	1,450,000	5,260,000
14	園田女子大学 人間健康学部 食物栄養学科	200,000	820,000	380,000	60,000	1,480,000	5,260,000
15	相愛大学 人間発達学部 発達栄養学科	230,000	1,000,000	250,000	-	1,480,000	5,230,000
16	帝塚山学院大学 人間科学部食物栄養学科 管理栄養士養成課程	250,000	880,000	340,000	-	1,470,000	5,220,000
17	関西福祉科学大学 健康福祉学部 福祉栄養学科	200,000	1,100,000	150,000	-	1,450,000	5,200,000
18	千里金蘭大学 栄養学部 栄養学科	300,000	750,000	370,000	100,000	1,520,000	5,180,000

※1 神戸松蔭女子学院大学 令和7年度より人間学部食物栄養学科の募集停止。

※2 神戸松蔭女子学院大学の458,000円には授業料以外内訳不明。学友会費・同窓会費・実習費・教育後援会費を含む。

※3 合計金額が合わないところは教育充実費を含んでいる。

※4 神戸女子大学は実習費60,000円納入は2年次のみ。施設充実費（施設設備費）は2年次から400,000円に増額。

※5 帝塚山学院大学の実験実習費は2年次以降毎年30,000円納入。

※6 摂南大学の教育充実費（施設設備費に入力）は2年次から230,000円になる。

※7 大阪青山大学の実習関連費用（実験実習費に入力）は3年次から100,000円になる。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	フシキ トオル 伏木 亨 ＜令和5年4月＞		農学博士		甲子園大学学長 (令和5年4月)